

第4章 地球温暖化対策

1 地球温暖化対策の方針

第2次豊後高田市環境基本計画では、「環境にやさしいまち、住みよいまち豊後高田」実現のため、5つの基本方針を定め、その中の1つとして「脱炭素社会」を設定しています。

本計画においても環境基本計画の理念に則り、①省エネルギーの推進、②エコエネルギーの導入推進、③CO₂吸収源の整備の3つを「地球温暖化対策」の基本方針として定め、取組みを進めていきます。

脱炭素の長期目標の達成に向けて市民、事業者、市がそれぞれの役割を自覚し、協働して取り組むことが重要です。

地球温暖化対策の基本方針

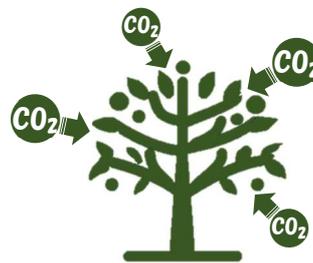
省エネルギーの推進



エコエネルギーの導入推進



CO₂吸収源の整備



2 地球温暖化対策

対策の基本方針	取組内容
省エネルギーの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●公共交通機関の利用促進の啓発 ●LED防犯灯設置補助 ●緑のカーテンの推進 ●置き配プレートの無料配布 ●環境保全型農業の推進 ●省エネ・再エネ等の各種支援制度の普及啓発 ●家庭でできる省エネ活動の普及啓発 ●環境教育の推進 ●ごみの減量化の推進 ●ごみ分別DXの推進 ●公共施設の省エネ化、ZEB化の推進 ●業務における省エネ化の推進
エコエネルギーの導入推進	<ul style="list-style-type: none"> ●市の観光施設にEV充電設備の整備 ●公共施設の再エネ設備設置
CO ₂ 吸収源の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●未整備森林の解消促進(伐採・植栽等) ●CO₂吸収量の高い街路樹の植林 ●環境保全型農業(有機農業者)の支援 ●土壌中のCO₂吸収作物(カバークロップ)作付けの支援 ●沿岸浅海域における藻場の保全と拡大

3 気候変動対策

地球温暖化は気候変動に影響を与え、大雨による洪水の発生や高温化に伴う熱中症リスクの増大など、私たちの生活環境に大きな影響を及ぼしています。

本市では、これらの課題に対処するため、緩和策と適応策の2つのアプローチで対応していきます。

まず、緩和策として、地球温暖化を抑制するために、地球温暖化対策の基本方針に従い、脱炭素を推進します。

次に適応策については、既に起きている気候変動に対応することで被害を軽減する取組みのことを言います。

具体的には、豊後高田市地域防災計画(風水害編)に基づく災害対策や、熱中症特別警戒情報等の周知、熱中症予防対策の啓発、高温条件に適応する農作物の品種の導入等により、気候変動の影響を最小限に抑え、市民の生活を守る取組みを実施します。

緩和とは？

原因を少なく
MITIGATION

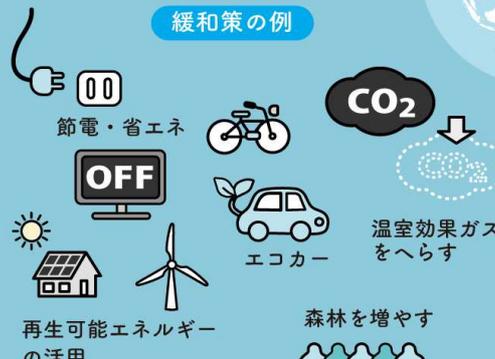
2つの

気候変動対策

適応とは？

影響に備える
ADAPTATION

緩和策の例



節電・省エネ
エコカー
再生可能エネルギーの活用
森林を増やす

CO₂
温室効果ガスをへらす

適応策の例



熱中症予防
災害にそなえる
水利用の工夫
虫さされに注意
高温に強い農作物

気候変動による人間社会や自然への影響を回避するためには、温室効果ガスの排出を削減し、気候変動を極力抑制すること（緩和）が重要です。

緩和を最大限実施しても避けられない気候変動の影響に対しては、その被害を軽減し、よりよい生活ができるようにしていくこと（適応）が重要です。

出典:国立研究開発法人 国立環境研究所 HP(気候変動適応情報プラットフォーム)

4 各種役割

(1) 市民の役割

- ・資源の循環的な利用やエネルギーの有効活用、廃棄物の減量等を進め、日常生活での温室効果ガスの排出抑制に努めます。
- ・市が実施する温室効果ガスの削減に関する施策に協力するよう努めます。

(2) 事業者の役割

- ・資源の循環的な利用やエネルギーの有効活用、廃棄物の減量等を進め、事業活動に伴って生ずる温室効果ガスの排出抑制に努めます。
- ・接道部や角地における樹木等の植林や保全等を行い、緑化を推進します。

- ・市が実施する温室効果ガスの削減に関する施策に協力するよう努めます。

(3) 市の役割

- ・温室効果ガスの排出抑制及び吸収源対策に関する総合的な施策を策定し、実施します。
- ・市の事務及び事業の実施に当たり、率先して温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、市民、事業者が行う温室効果ガスの排出抑制の活動に対して支援又は協力するよう努めます。